

金銭的な理由で受診できない方 受診回数を減らしている方

- 低所得
- 無年金
- 無保険
- ホームレスの方
- リストラ
- DV被害者

事業を実施している病院・診療所・ 歯科診療所にご相談下さい

相談員がご本人もしくはご家族と面談を行い、事情をお聞きします。お身体の状態や生活状況などを伺い、公的な制度の活用も含め相談します。

減免の適用が必要と判断された場合は、申請書の記入とともに、給与明細書の写しや、確定申告書の写しなど所得がわかるものを提出していただきます。



無料・低額診療

のお知らせ



事業を実施している施設（ご相談先）

- 前橋協立病院**
〒371-0811 前橋市朝倉町828-1
TEL (027) 265-3511
- 太田協立診療所**
〒373-0808 太田市石原町927
TEL (0276) 45-4911
- 前橋協立診療所**
〒371-0016 前橋市城東町3-15-28
TEL (027) 231-6060
- 桐生協立診療所**
〒376-0011 桐生市相生町2-554-7
TEL (0277) 53-3911
- 協立歯科クリニック**
〒371-0811 前橋市朝倉町830-1
TEL (027) 265-6601

医療費のお支払いでお困りの方は
ご相談下さい

無料・低額診療事業の内容

- 無料診療
- 医療費の一部負担金の全額免除
- 医療費の一部負担金の一部免除

減免の基準

- 外国人、ホームレス、住所喪失不安定労働者、DV被害者等社会的援助を要する人などで、明らかに無保険の方は、無料で診療を行います。
- 生計困難者で、1カ月の世帯収入が生活保護基準の140%以下の方は、収入額に応じて医療費の一部負担金が全額免除または一部免除になります。

無料・低額診療事業は、生活改善までの一時的な措置です。公的な制度や社会資源を有効に利用しながら新たな生活設計を進めましょう。

また、無料・低額診療の適応とならない場合でも、医療費の支払いのほか、当面の生活など困難の解決に向けたご支援を継続します。困ったときは一人で抱え込まず、是非ご相談ください。

なぜ、無料・低額診療に 取り組むのか？

無料・低額診療事業は、生計困難な方が経済的理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業として、社会福祉法に位置づけられているものです。社会保障の改悪により、前橋協立病院でも2010年度は18件の資格者証（自己負担は10割）の方、385件の短期保険証（短期間だけ使用できる）の方が受診されました。また、医療費を苦にして治療を中断したり、自殺に至るケースも生まれています。こうした中で群馬中央医療生協の使命である「一人ひとりのいのちが大切にされ、人権が尊重される」ことができよう無料・低額診療事業に取り組みることになりました。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、生活の立て直しをしていたくことを目的として取り組みます。

窓口

外来受付など職員や相談窓口に「医療費減免の制度が利用できるか相談したい」とお申し出ください。

ご相談下さい。ご紹介ください

- 医療費の支払いで生活に困難を生じる方
- 病気や障がいなどで収入がないまたは一時的に収入がなくなっている方
- 失業やリストラのため一時的に収入がなく困っている方
- 国民健康保険の資格証明書が発行されている方
- 保険証をお持ちでない方

など、医療費の支払いが困難な方は、まずご相談ください。

